

提出用

住所	〒 (電話 - - )				
フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。				
氏名	㊦				
生年月日	年	月	日	職業	

税務署整理欄 (記入しないでください。)					
整理番号		名簿			
申告書提出年月日		財産		事案	
災害等延長期限		細目		処理	
出国年月日		コード		訂正	
死亡年月日		関与区分		修正	

明治1、大正2、昭和3、平成4

(単位は円)

I 暦 年 課 税 分	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等 数量 単価 所在場所等 固定資産税評価額 単価	財産を取得した年月日 財産の価額
	住所	円	平成 年 月 日
	フリガナ 氏名	円	平成 年 月 日
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円	平成 年 月 日
	住所	円	平成 年 月 日
	フリガナ 氏名	円	平成 年 月 日
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円	平成 年 月 日
	住所	円	平成 年 月 日
	フリガナ 氏名	円	平成 年 月 日
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	円	平成 年 月 日
財産の価額の合計額 (課税価格)	①		
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、 <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円	②	(最高2,000万円)	
基礎控除額	③		1100000
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④		000
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の⑩の金額)	⑤		
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥		
差引税額 (⑤-⑥)	⑦		

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑰の金額の合計額)	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑳の金額の合計額)	⑨	

III 合 計	課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩	
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪	00
	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫	00
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)	⑬	00
	申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭	00
	この申告書が修正申告書である場合		
	差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)	⑮	00
	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑭)	⑯	00

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印  
確認者 ㊦

第一表 (平成21年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表のと、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

# 平成 年分贈与税の申告書

平成 年 月 日提出

控  
用

住所	〒 (電話 - -)	
フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。	
氏名	㊟	
生年月日	年 月 日	職業

明治1、大正2、昭和3、平成4

(単位は円)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細				財産を取得した年月日	
	種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	財産の価額
住所					円	平成 年 月 日
フリガナ 氏名					円	平成 年 月 日
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日		
住所					円	平成 年 月 日
フリガナ 氏名					円	平成 年 月 日
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日		
住所					円	平成 年 月 日
フリガナ 氏名					円	平成 年 月 日
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日		
財産の価額の合計額 (課税価格)					①	
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、 <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円					②	(最高2,000万円)
基礎控除額					③	
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】					④	
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の⑩の金額)					⑤	
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)					⑥	
差引税額 (⑤-⑥)					⑦	

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

▼ II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑰の金額の合計額)	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑳の金額の合計額)	⑨	

III 合計	課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩	
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪	
	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫	
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)	⑬	
	申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭	
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)	⑮	
	申告期限までに納付すべき税額 の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑭)	⑯	

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

㊟

- 税理士法第30条の書面提出有
- 税理士法第33条の2の書面提出有

第一表 (平成21年分以降)

この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等	
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別	
	畑		
	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別	
	山林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）	
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）	
家屋	家屋（構造及び用途）、構築物	家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別	
事業（農業）用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種類目と商号など	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	
	売掛金		
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号	
有価証券	株式、出資	上場株式等	その銘柄
		取引相場のない株式、出資	
	公債、社債		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券		
現金、預貯金等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的	
家庭用財産		その名称と銘柄	
その他の財産（利益）	生命保険金等		
	立木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）	
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容	

贈与税の速算表（平成15年分以降用）

区分	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	10,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	2,250千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

申告書第一表の④の金額×税率－控除額＝⑤の税額

例えば、申告書第一表の④の金額3,000千円に対する税額は、3,000千円×15%－100千円＝350千円です。

○この申告書は、次の記載例の書体にならって枠内に黒ボールペンで書いてください。

